破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１８３７号
札幌市東区北37条東４丁目１番７号　朝日荘
破産者　長澤　正光
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４１４号
札幌市豊平区平岸３条６丁目６番15―202号
破産者　塚本文美子
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９９号
秋田県潟上市天王字北野288番地33
破産者　米谷　憲一
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３９号
山梨県甲斐市岩森68番地２
破産者　松村　靖夫
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９４１号
和歌山県新宮市磐盾８番３号、開始決定時の住所大阪府高槻市北大樋町２番22号
破産者　来馬　章起
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６７１号
大阪府豊中市東豊中町６丁目６番５―101号、住民票上の住所大阪府吹田市長野西17番11―408号
破産者　安田　奈々
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７３８号
大阪市生野区新今里６丁目12番24号
破産者　表　　誠一
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５９号
大阪市此花区酉島４丁目１番20―2102号
破産者　本田　和恵
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４５４号
大阪市旭区清水２丁目19番９号　清水ハイツ204号
破産者　藤原美穂子
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４９２号
大阪府茨木市双葉町15番12号
破産者　込山　弘司
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８５号
堺市西区太平寺327―１、開始決定時の住所堺市南区竹城台１丁１番２―610号
破産者　アサノ加工こと　浅野　滿夫
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
福岡県直方市大字上新入1591番地１
破産者　島本　陽子
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第２０号
埼玉県深谷市下手計96番地６
破産者　福島　忠雄
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２２４号
京都市中京区御幸町通御池下る大文字町348番地ボンラトーネ京都御所南901号
破産者　堀田　芳史
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９号
熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1520番地の１
破産者　桑原　裕二
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第５０号
宮崎県日南市飫肥３丁目１番25号、前住所北海道北広島市大曲南ヶ丘２丁目３番地７
破産者　濱田　　中
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第７６１号
大阪市東淀川区下新庄４丁目19番２―401号
破産者　杉谷　悦子
1　破産債権の届出期間　平成24年11月12日まで
2　一般調査期日　平成24年12月10日午後３時30分
平成24年10月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０５２号
大阪市生野区巽中２―13―11―203、住民票上の住所大阪府守口市滝井元町２―７―16
破産者　海老原整骨院こと　海老原敬人
1　破産債権の届出期間　平成24年11月12日まで
2　一般調査期日　平成25年１月17日午後４時
平成24年10月15日
大阪地方裁判所第６民事部